

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【公開番号】特開2012-86134(P2012-86134A)

【公開日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-018

【出願番号】特願2010-234129(P2010-234129)

【国際特許分類】

B 08 B 1/00 (2006.01)

D 04 H 1/541 (2012.01)

【F I】

B 08 B 1/00

D 04 H 1/54 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月9日(2013.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鋼板、非鉄金属板、樹脂板、あるいはフィルム状の被洗浄面に付着した水分、油分、あるいは薬品成分等の液体を除去、搾取、洗浄する為のロールの台座に装着されるロールモジュールにおいて、前記ロールモジュールは、積層された複数のロール片が接合されてあり、前記ロール片は少なくとも2種類以上の融点の異なる纖維を有する不織布にて形成されてあり、融点の最も低い纖維を溶融させて一体化していることを特徴とするロールモジュール。

【請求項2】

請求項1記載の構成よりなるロールモジュールにおいて、不織布は融点の異なる複数の樹脂から形成された纖維を有することを特徴とするロールモジュール。

【請求項3】

請求項2記載の構成よりなるロールモジュールにおいて、融点の異なる複数の樹脂から形成された纖維は、前記纖維の断面が芯部と外周部で融点の異なる樹脂からなり、前記外周部を構成する樹脂は前記芯部を構成する樹脂より融点が小であることを特徴とするロールモジュール。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか1項に記載のロールモジュールと、台座を有し、少なくとも1つ以上の前記ロールモジュールが、前記台座の外周にたいして着脱可能に装着されてあることを特徴とするロール。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記従来の課題を解決する為に、請求項1の発明のロールモジュールは、鋼板、非鉄金属板、樹脂板、あるいはフィルム状の被洗浄面に付着した水分、油分、あるいは薬品成分

等の液体を除去、搾取、洗浄する為のロールの台座に装着されるロールモジュールにおいて、前記ロールモジュールは、積層された複数のロール片が接合されてあり、前記ロール片は少なくとも2種類以上の融点の異なる纖維を有する不織布にて形成されてあり、融点の最も低い纖維を溶融させて一体化していることを特徴とするもので、ロールモジュールは積層されたロール片が一体化して形成されている。その為、ロールの回転中にロール片が台座の外周からずれ、ロールが物理的な作用により変形する事がないので、長期間に亘り、安定して被洗浄面から液体が除去される。